

第3期

草津市

地域福祉計画

概要版

「地域力」のあるまち草津
未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち



地域福祉とは…

地域福祉は、身近な暮らしの場を基本単位として、住民みんなが暮らしの問題解決に向けて取組をしていくことです。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いを実現するために、制度によるサービスの充実と、住民自身が暮らしをよくしたいという思いで、互いに助け合い、力を合わせて地域社会づくりを行うことが大切です。

地域福祉計画とは…

「地域福祉計画」は、市民や行政、社会福祉協議会、町内会、福祉サービス提供者、企業、商店、学校など地域の様々な団体・機関がみんなで地域福祉を進めていく上での共通の理念や目標を定め、その実現に向け、互いに協力していくための指針として策定されます。草津市ではこの度、平成28年度から平成32年度を計画期間とする「第3期草津市地域福祉計画」を策定しました。

平成28年3月
草津市

計画策定の背景

社会構造の変化

少子高齢社会の到来や成長型社会の終焉等により、高齢者、障害者など、生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。また、青少年や壮年層においても、生活不安やストレスの増大、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

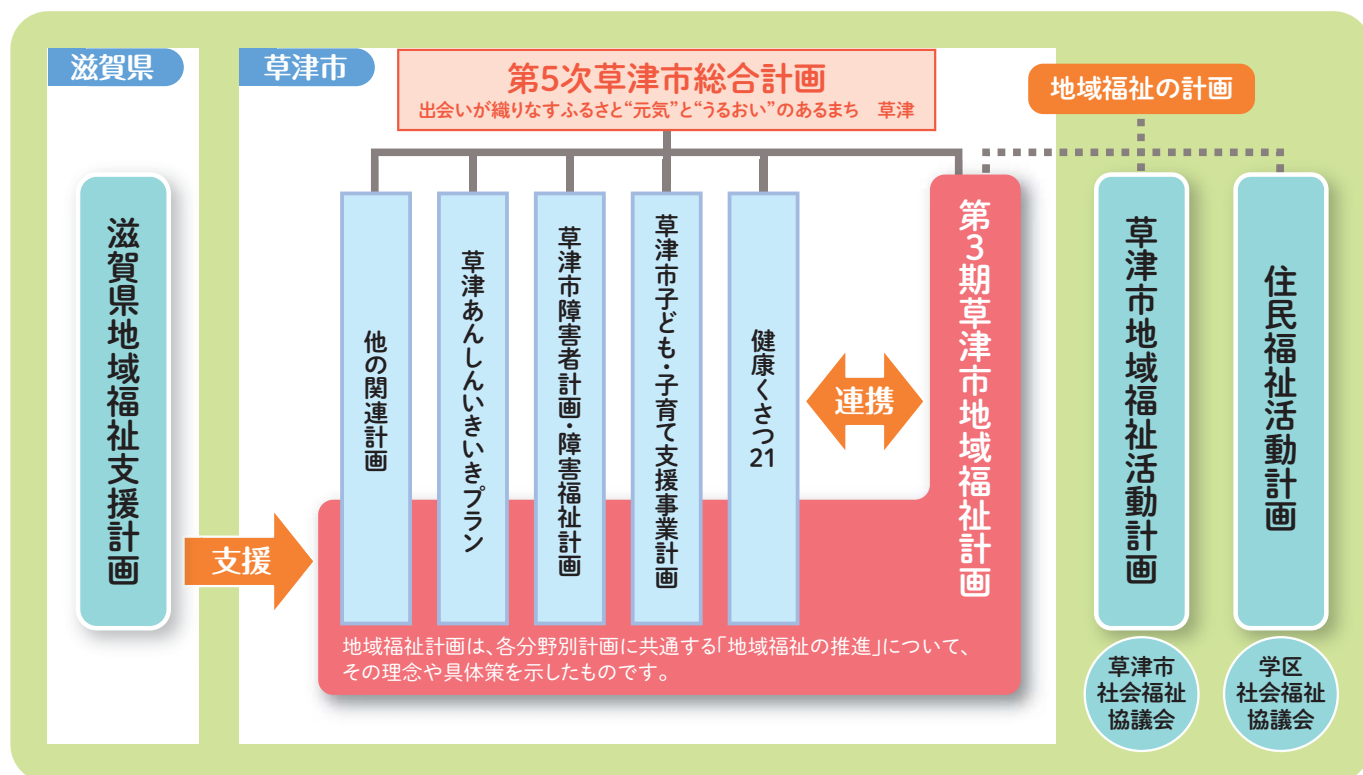
地域力の低下

核家族化の進行や社会的なつながりの希薄化などに起因する「地域力」の低下が社会問題化しています。地域での支え合い、助け合いを深め、ともに生きるまちづくりの精神を育み生かしていくことが必要です。

計画の位置づけ

この計画は「第5次草津市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画との整合を図りながら策定したものです。

● 地域福祉計画と他計画との関係



計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。



計画の基本体系

人口減少社会に転じた現在でも、京阪神のベッドタウンとして人口増加が続く本市は、ひとり暮らしが多い地域、子育て世代が多い地域、高齢化が急速に進行している地域など、それぞれの地域に個性があります。

この第3期計画では、これまでの計画の基本理念を受け継ぐとともに、10年先、あるいは20年先の未来を想像し、それぞれの地域の個性を生かしながら、そこに住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまちを目指して、以下の理念を掲げます。

基本理念

「地域力」のあるまち草津
未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち

重点プログラム

- 1** 地域の中で活動する人をひろげます。
- 2** 住民同士の暮らしに根ざした交流を深めます。
- 3** 地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりを進めます。
- 4** 生活困窮者の暮らしを守り、災害への備えを進めます。

基本的な視点

基本目標

基本方向

基本施策

一人ひとりを認め合うまちづくり

基本目標1
みんなで育ち合う人づくり

人づくり

- 1) 福祉意識の醸成
- 2) 活動者の育成支援とコーディネートする人材の育成
- 3) 福祉学習の推進

- ① 人権教育・啓発活動の推進
- ② 互いに分かり合える人づくり
- ③ あらゆる暴力の防止
- ① ボランティア育成をサポート
- ② 活動のきっかけづくりをサポート
- ③ 市民コーディネーターの育成をサポート
- ① 学校教育
- ② 生涯学習(社会教育)
- ③ 交流・ふれあいの場づくり

支え合い、助け合うまちづくり

基本目標2
みんなで支えるまちづくり

基盤づくり

- 1) 地域のネットワークづくり
- 2) 地域福祉活動の推進
- 3) 関係団体の活動強化

- ① 各種活動団体の連携強化
- ② 相談・対応ネットワーク体制の充実
- ③ 地域住民とサービス提供事業者や民間企業等との連携の強化
- ① 住民活動の促進
- ② 介護事業者や民間企業等の社会貢献・地域貢献の促進
- ③ 地域福祉活動の場づくり
- ① 草津市社会福祉協議会の機能強化
- ② NPO・ボランティア等への支援

みんなで創るまちづくり

基本目標3
みんなで創る人にやさしい福祉のまちづくり

仕組みづくり

- 1) 福祉サービス利用の支援
- 2) 安全に暮らせる地域づくり
- 3) 協働の推進
- 4) 生活困窮者自立支援対策の推進

- ① 権利擁護の推進
- ② サービスの評価と質の向上
- ③ 相談体制の充実
- ④ 利用者の立場に立った情報発信
- ① セーフティネット機能の強化
- ② 災害時要援護者支援の推進
- ③ ユニバーサルデザインの推進
- ① 行政の推進体制の強化
- ② 市民との協働による計画の進行管理
- ① 生活困窮者の自立に向けた支援

重点プログラム

この計画では、基本理念の実現を目指して、3つの基本目標を越えて一体的に推進していくべき4つの重点プログラムを設定しました。なお、それぞれの重点プログラムと連動する施策について、5ページ以降の各施策にも重点マーク(①②③④)をつけています。

重点プログラム1

地域の中で活動する人をひろげます。

① 幅広い年齢層の住民参加

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう、仕組みづくりや啓発を行うとともに、ボランティア活動等の情報の発信、ボランティア講座の開催などのきっかけづくりを進めます。

② 住民の力を合わせた活動の充実

住民それぞれが持っている力を合わせると大きな力になります。この力を合わせるためには、人々の力を束ねるリーダー的な人たちの存在が重要です。

市は、地域福祉活動の学習の機会や活動の拠点づくりを支援するとともに、市民コーディネーターを育成する市社協の福祉推進員育成講座を支援します。

③ 住民の活動といろいろなところとのつながりづくり

地域福祉活動の展開には、課題にかかわる分野の活動者や機関、団体、研究者などの協力や応援が大切です。市は、住民主体を尊重し、住民の要請に応じて積極的に協力していきます。

重点プログラム2

住民同士の暮らしに根ざした交流を深めます。

① 誰もが気軽に集える場づくり

地域サロンやコミュニティカフェ、地域支え合い運送支援事業など、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人、外国人等、誰もが身近な地域で気軽に立ち寄れる場づくりを進めます。

② 幅広い年代が参加できる機会づくり

イベントや研修会等を通じて、幅広い年代の人が福祉活動へ参加するきっかけづくりを支援します。

重点プログラム3

地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりを進めます。

① 地域包括ケアシステムの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、医療と介護にかかわる多職種の連携体制を強化し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進します。また、元気な高齢者をはじめ、住民が活動者として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者の社会参加の機会の充実と高齢者をはじめとする地域の支え合い体制づくりを進めます。

重点プログラム4

生活困窮者の暮らしを守り、災害への備えを進めます。

① 生活困窮者の自立支援体制づくり

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を早期に把握し、困窮状態からの脱却を図ることができるよう支援を行います。

② 災害時要援護者を地域で支える体制づくり

災害時にも高齢者や障害のある人で援護が必要な人が安心して避難できるよう、また、安心して避難所での生活が送れるよう、「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を踏まえ、地域での支援体制づくりを進めます。

計画推進にあたっての基本的な視点

1 一人ひとりを認め合うまちづくり

個人が
主役の
「人づくり」

地域では高齢者や障害者、子どもなど様々な福祉課題を持つ人がともに暮らしています。すべての市民が、人間としての尊厳を持ち、お互いの人権を尊重し、自分らしく、いきいきと生きていける社会を目指します。



2 支え合い、助け合うまちづくり

団体・地域が
主役の
「基盤づくり」

地域の課題は、地域で解決するといった地域住民相互の助け合いや協力の下、住民主体の活動を展開し、共助により支え合い、助け合うまちづくりを目指します。



3 みんなで創るまちづくり

市民みんなが
主役の
「仕組みづくり」

地域福祉の主役は地域のすべての人々です。行政・市民・企業や商店・社会福祉施設・学校等のすべての住民や事業所、団体がともに生活課題を共有し、また課題解決のためそれぞれがそれぞれの役割を担い、協働で柔軟な取組が進められるまちづくりを目指します。



基本目標1 みんなで育ち合う人づくり



- 地域の困りごと・地域の課題を把握し、考えられる「人づくり」を進めます。
- 子どもから高齢者まで幅広く、福祉学習の機会を設け、福祉意識の醸成を図ります。
- 自主的に地域福祉活動を進めることのできる「人づくり」を進めます。
- 活動のきっかけづくりができる「人づくり」を進めます。
- 様々な福祉ニーズに対応する活動をコーディネートできる「人づくり」を進めます。

1) 福祉意識の醸成

市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、外国人や障害のある人にかかわらず誰もが地域の一員として暮らせるまちづくりを目指すとともに、福祉に関する理解が深められるよう、啓発を進めます。

① 人権教育・啓発活動の推進

- 市民に対する人権啓発・教育の推進
- 事業所等における人権教育の推進
- 学校における人権教育の推進
- 啓発活動の推進

② 互いに分かり合える人づくり

- 外国人や障害のある人との交流の促進
- 障害と障害のある人への理解の促進と尊厳の保持【新規】
- 男女共同参画についての意識啓発

③ あらゆる暴力の防止

- 配偶者等に対する暴力の防止
- 児童・高齢者・障害のある人に対する虐待の防止
- 相談体制の充実

2) 活動者の育成支援とコーディネートする人材の育成

地域福祉活動やまちづくり活動などに、子どもや若い世代を含めたすべての年代の人々が参加しやすい環境づくりを進めるとともに、行政と市社協、市民等とが連携・協力を進め、活動と活動をつなぐコーディネーターの育成を進めます。

① ボランティア育成をサポート

- ① 学校等教育機関と地域との連携強化
- 暮らしの問題とリンクしたボランティアの育成支援
- 認知症サポーターの養成と活動の促進
- ① 団塊の世代等の参画促進のための研修の実施
- 社会福祉施設や医療機関等との連携によるボランティア活動の場の提供
- ① 学区ごとの地域ボランティアや活動機会の拡大

② 活動のきっかけづくりをサポート

- ② 福祉を考える機会の提供
- 老人クラブ活動の促進
- ② 大学と社会福祉施設、地域団体、企業、商店等の連携による若者の地域福祉活動の参加機会の提供
- 多世代でボランティア活動に参加できる機会の提供

③ 市民コーディネーターの育成をサポート

- ① 市民コーディネーターの育成

3) 福祉学習の推進

子どもの頃から生涯を通じて福祉学習を受ける機会の提供を進めるとともに、命の大切さや思いやりの心を、地域の様々な人との交流やふれあいを通して育めるよう、交流やふれあいの場づくりを促進します。

① 学校教育

- 福祉体験学習の推進
- 家庭学習の機会づくり

② 生涯学習(社会教育)

- 福祉体験・学習の機会の推進
- 地域での子どもの体験学習の開催
- 地域福祉に関する講座の開催
- 行政職員および教職員の福祉学習の推進

③ 交流・ふれあいの場づくり

- 地域での世代を超えたサークル活動の促進
- 健康づくりや食育等を視点とした世代間交流の促進
- 子どもや青年層の多様な体験・参加の場の提供
- 社会福祉施設と地域住民との交流の促進
- ② 身近な地域での交流の場づくり

※5～7ページで①②③④のマークがついている施策は、3ページの重点プログラムと連動する施策です。



基本目標2 みんなで支えるまちづくり



- より一層地域活動を進めることのできる「基盤づくり」を進めます。
- 地域での各種団体や企業等の連携をより一層深めるための「基盤づくり」を進めます。
- 地域の実情に応じた活動を地域全体で展開できるよう、それぞれの地域で市民コーディネーターを配置し、「地域力」を強化するための「基盤づくり」を進めます。
- 支援を必要とする人を地域全体で支えるため、関係機関の「ネットワーク」を構築・強化するための「基盤づくり」を進めます。

1) 地域のネットワークづくり

行政機関と福祉サービス提供者とのネットワークを強化し、適切なサービス提供に向けて連携を進めます。また、地域団体や関係機関等をつなぎ、新たなサービスの開拓や活動につなげられるよう、市社協のつなぎ機能の活用強化を図り、地域でのきめ細やかなセーフティネットの構築を促進します。

①各種活動団体の連携強化

- 民生委員・児童委員活動の市民に対する周知
- 地域懇談会への各種地域団体や社会福祉施設等の参加促進
- セーフティネットの構築

②相談・対応ネットワーク体制の充実

- 地域の身近な相談窓口と市行政の各担当窓口等との連携推進
- 専門相談機関と市行政各担当窓口、専門相談機関同士の連携強化
- ③ 地域ケア会議の開催【新規】
- ③ 在宅医療・介護の連携【新規】
- 市社協の心配ごと相談の充実への支援

③地域住民とサービス提供事業者や民間企業等との連携の強化

- ③ 介護予防・生活支援体制の整備【新規】

2) 地域福祉活動の推進

自主的に展開される地域住民や地域団体等の支え合いや助け合いの活動や、社会福祉施設をはじめ企業等の地域貢献を市社協と連携して支援します。また、身近な地域での拠点施設の確保など、地域福祉活動の場づくりを進めます。

①住民活動の促進

- ② 地域の特性に合った小地域福祉活動の促進
- 地域福祉活動等の先進事例の情報提供
- 地域活動のPR

②介護事業者や民間企業等の社会貢献・地域貢献の促進

- 大学との連携による学生ボランティアの活動促進
- 企業や商店、社会福祉法人等の社会貢献の促進
- 社会福祉法人の人材活用

③地域福祉活動の場づくり

- 小地域福祉活動拠点の確保
- 学校など公共施設の有効活用
- 市民センターから「(仮称)地域まちづくりセンター」へ施設の機能転換と指定管理者制度の導入【新規】

3) 関係団体の活動強化

地域住民の多様な福祉課題に対応するため、市社協のつなぎ機能等の強化を図るとともに、地域の活動のみならず、地域を限定しないいわゆるテーマ型などの活動との連携を図ります。また、ボランティアからコミュニティビジネスまで、幅広い市民活動の推進について検討します。

①草津市社会福祉協議会の機能強化

- ② 地域福祉活動の支援体制の充実
- 地域福祉懇談会の継続支援
- 分野を越えた各種関係機関・団体などとのつなぎ機能の強化
- 地域住民の主体的な活動支援

②NPO・ボランティア等への支援

- ボランティア研修の充実
- ボランティア団体やNPOなどの相互交流や連携の場づくり
- ① ボランティアセンター機能の充実
- まちづくり活動に対する支援
- コミュニティビジネスの促進



基本目標3 みんなで創る人にやさしい福祉のまちづくり



- 福祉のまち実現のための「仕組みづくり」を進めます。
- 災害時要援護者避難支援体制の充実を図るための「仕組みづくり」を進めます。
- 地域福祉の推進を図るため、市・市社協・地域が協働でそれぞれの地域に市民コーディネーターを育成し、地域の独自性を生かした、住民主体の地域の「仕組みづくり」を進めます。
- 支援が必要な人が必要なサービスを受けられるよう、相談体制と啓発の充実を図るための「仕組みづくり」を進めます。

1) 福祉サービス利用の支援

福祉サービスの整備と利用を促進するとともに、サービスの評価と質の向上をサービス提供事業者と連携して進めます。加えて、サービスに関する、相談・情報提供体制の充実に努めます。また、市社協の地域福祉権利擁護事業の支援や成年後見制度の効果的な利用を図り、認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、福祉サービスを利用しながら、その人らしい生活を送れるよう支援します。

①権利擁護の推進

- 地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進
- 成年後見制度の普及と、福祉・医療・介護の連携した利用しやすい体制の構築

②サービスの評価と質の向上

- 事業者のサービスの自己評価の促進
- 外部(第三者)評価制度の利用啓発
- 事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ
- 地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信

③相談体制の充実

- 身近な地域での相談窓口の充実
- 専門相談機関と地域での相談窓口との連携
- 関係課や関係機関との連携の強化
- 相談窓口の住民に対する周知

④利用者の立場に立った情報発信

- 窓口担当職員の接遇の向上
- 高齢者や障害のある人などに対する情報の提供
- 子育て支援サービスの情報提供の充実
- 市社協における地域福祉関連情報の共有化

2) 安全に暮らせる地域づくり

誰もが生涯にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、セーフティネット機能の強化を図るとともに、災害時の要援護者対策について要援護者の把握から個人の支援プランづくり、地域の避難体制の確立等、総合的な対応を進めます。また、高齢者や障害のある人などの社会参加を促進するため、道路や建物等についてユニバーサルデザインの推進を図ります。

①セーフティネット機能の強化

- ひとり暮らし等高齢者世帯の見守り
- 地域の生活課題や支援を必要としている人の把握
- 町内会への加入の促進
- 孤立死防止等の見守り活動の促進
- 障害者やその家族が安心・安全に暮らせる地域づくり【新規】

②災害時要援護者支援の推進

- ④ 災害時要援護者避難支援プランの推進
- ④ 地域の防災体制づくり、防災訓練の促進
- 災害ボランティアコーディネーターの育成
- ④ 福祉避難所の確保

③ユニバーサルデザインの推進

- 道路のバリアフリー整備
- 公共交通機関の充実
- 住宅マスタープランの推進

3) 協働の推進

この計画は、草津市の地域福祉における市の計画を示すものであることから、関係部局がそれぞれの事業について、地域福祉推進の視点に立って、横断的に連携した施策を推進していきます。また、「地域福祉推進市民委員会」において計画の進行管理を毎年度行います。

①行政の推進体制の強化

- 地域福祉計画の職員への周知
- 行政と社協との定期的な連絡会議
- 保健・福祉部門間、他部門との連携・調整
- 行政とサービス事業者との連絡会議

②市民との協働による計画の進行管理

- 地域福祉計画の普及啓発
- 進捗状況の評価、検証と結果の公表
- 市民との協働による進行管理
- 地域福祉懇談会の継続開催

4) 生活困窮者自立支援対策の推進

複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、離職者や就労経験がない人への就労支援や、離職者への住宅確保支援、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援、市社協が実施する事業等を通じて、包括的・継続的な支援を行い、困窮状態からの脱却を支援します。

①生活困窮者の自立に向けた支援

- ④ 情報提供・相談窓口の充実【新規】
- ④ 生活困窮者への具体的な支援【新規】
- ④ 支援ネットワークの構築【新規】
- ④ 市社協との連携【新規】

